

北名古屋市協働のまちづくり事業補助金

令和4年度分 募集要領

みなさんの公益社会貢献事業を応援します!!



市民協働マスコット 北名古屋家のツツジきょうだい

募集期間 令和3年12月1日(水)~令和3年12月22日(水)

◇北名古屋市協働のまちづくり事業補助金とは

市民と行政が、その役割と責任を担い、信頼関係のもと、お互いの特性を活かしながら、地域社会の課題を一緒に考え、その課題解決のために協力して行動することを市民協働と言います。この協働のまちづくり事業補助金は、市民のみなさんの「このまちをもっと良くしたい!」という想いを支援する制度です。実際に起こっている問題を解決するための取り組みを積極的に支援します。

補助金交付の採択は、有識者、市民活動実践者、市民、市職員からなる意見聴取会議に対して、事業の公益性、実現性、事業効果などについて意見を聴取し選考します。

北名古屋市

1 補助金制度の趣旨

私たちが住む北名古屋市を暮らしやすく、豊かなまちにするために、公益社会貢献事業に関わりたいという市民が増えています。

市民が主役で、豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、市民活動団体が行う公益社会貢献事業に対し、事業費の一部を補助します。

2 応募資格

応募団体は、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 構成員が10人以上であること。
- (2) 団体規約を持ち、継続的な市民活動を行い、又はこれから行う予定があること。
- (3) 営利活動、宗教活動又は政治活動（選挙活動を含む）を目的としていないこと。
- (4) 暴力団でないこと、又は暴力団と密接な関係が無いこと。
- (5) 事業実施の翌年度5月に開催する報告会に出席できること。
- (6) 複数の市民活動団体が連携して事業を行う場合は、当該事業を主体となって行う団体であること。

3 対象となる事業

補助金の対象となる事業は、市民活動団体が市内において令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施する事業で、その内容については次のとおりです。審査は、課題解決に向けた事業であるかという点を重視して行います。

(1) 市民団体提案部門

市民が主体となって行う、不特定多数の市民の利益増進に寄与する事業で、特定非営利活動促進法(NPO法)に定める活動分野※に関するもの。

※2 ページ市民団体提案部門の対象事業に記載した19分野

(2) テーマ解決部門

市民活動団体が主体となって行う市民活動で、市が提示するテーマの解決を目指す事業。

4 対象とならない事業

次に掲げる事業は、補助金の対象になりません。

- (1) 事業の主たる効果が、北名古屋市外で生じる事業。
- (2) 営利、宗教、政治活動を目的とする事業。
- (3) 国、地方公共団体、公益法人及び民間企業等から、補助金の交付を受けている、又は受ける予定がある事業。
- (4) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業。
- (5) 公序良俗に反する事業。
- (6) その他、市が補助することが不適当と判断される事業。

5 対象部門別補助金の種類

○市民団体提案部門

補助目的	市民活動団体設立支援、団体活動の活性化	
選考方法	書類審査およびヒアリング	
選考日	令和4年2月5日（土）	
対象事業	市民が主体となって行う不特定多数の市民の利益増進に寄与する事業で、以下のいずれかの分野に関するもの	
	① 保健・医療・福祉	② 社会教育
	③ まちづくり	④ 観光の振興
	⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興	⑥ 学術・文化・芸術・スポーツ
	⑦ 環境保全	⑧ 災害救援
	⑨ 地域安全	⑩ 人権擁護・平和推進事業
	⑪ 国際協力	⑫ 男女共同参画
	⑬ 子どもの健全育成	⑭ 情報化社会
	⑮ 科学技術	⑯ 経済活動
	⑰ 職業能力・雇用機会	⑱ 消費者保護
	⑲ NPOの援助	
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費（※4ページ参照）5万円を限度 ・1回目10分の8以内 ・2回目10分の7以内 	

○テーマ解決部門

補助目的	地域問題の解決に向けて、市と団体が協働で問題を解決するため
選考方法	公開プレゼンテーション
選考日	令和4年2月5日（土）
テーマ	「ふるさと納税返礼品の充実及び拡充」
担当課	財政課
事業概要	市内の事業者に対して、市外周縁部を対象とした販促マーケティングを実施することにより、ふるさと納税返礼品の充実及び拡充を図り、市内事業者の活性化を促進します。
団体への期待	<p>団体のこれまでの人脈や、横のつながりを活用し、新たな返礼品提供事業者の発掘や、知見を活かした斬新な返礼品のプロデュース、異業種間のコラボレート商品の提案。</p> <p>市内飲食店等にて利用が可能なチケットの作成や、返礼品の写真撮影やキャプションの作成、デザインの提案など返礼品の魅せ方をサポート。</p> <p>行政では実現が困難な市外周縁部に対するドーナツ型の販促マーケティング。例えば、団体の市内外での活動時における販促活動やSNS等を活用した宣伝。</p> <p>などを想定しています。</p> <p>※別添事業資料を参照してください。</p>
補助額	対象経費（※4ページ参照）30万円を限度

★募集は1団体のみです。2団体以上の申請があった場合には、本審査において審査員の平均点が1番高い団体を採用します。

【その他の留意事項】

- 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とします。
- 申請は1団体年度ごとに1事業まで、補助回数は市民団体提案部門は通算2回までです。

6 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は以下のとおりです。

項目	対象経費例	可否	対象限度・注意事項
人件費	アルバイト賃金、有償ボランティア費用	○	
用地費	用地に係る経費	×	
施設管理費	施設等の建築費、維持費、補修費	×	
報償費	講師、演者などの謝金	○	※専門的な技能や、知識を有する講師・指導者に対する謝礼に相当するもの。ただし、団体内部の講師・指導者に対する謝礼は対象外。 ※報償費は総事業費の70%を上限とします。 ※交際儀礼の謝礼（手土産、花束等）は対象外。
	交際儀礼などの謝礼	×	
旅費	講師、演者などの費用弁償	○	※利用駅等の経路・金額を記入したもの又は切符等の領収書を添付してください。
	事業者の費用弁償	×	
需用費	消耗品費	○	※燃料費：自動車の燃料費は走行距離数に25円/kmを乗じて算出した額 ※光熱水費：積算根拠を提出 ※景品・参加記念品：1人あたり100円を上限。（景品総額を参加人数で割った場合、100円以内が対象経費） ※模擬店等の材料費は対象経費としますが、酒類は対象外です。 ※記録費（写真現像、ビデオ等記録に関わる経費）で一般市民に還元されないものは対象外。
	燃料費	○	
	印刷製本費	○	
	光熱水費	○	
	材料費	○	
	食糧費	×	
	修繕費	×	
記録費	×		
役務費	通信費・郵送料	○	※掃除・洗濯費：事業終了後に実施した費用は対象外（事業実施に必要な場合は対象とします）
	広告料	○	
	損害保険料(例 イベント保険料)	○	
	振込手数料	○	
	清掃・洗濯費	△	
委託料	業務委託に対して支払う費用	○	※業務委託は、専門的な技術、能力を必要とするもの
使用料・賃借料	会場使用料、賃貸にかかる費用	○	※会場使用料はイベント当日のみ。事前練習、打合せ等は対象外。
工事請負費	事業実施に必要な工事請負費	×	
備品購入費	該当事業に不可欠なもの	△	※使用期間が1年以上のもので、取得価格が10,000円以上のもの。 ※事業実施に不可欠で不特定多数の市民が使うもの

7 申請書類

各部門共通

- (1) 協働のまちづくり事業補助金審査申請書【様式第1】
- (2) 協働のまちづくり事業計画書【様式第2】
- (3) 協働のまちづくり事業収支予算書【様式第3】
- (4) 団体規約その他これに類する書類【任意様式】
- (5) 団体の会員名簿（氏名、住所が分かるもの。また構成員が10人以上であることが分かるもの。）【任意様式】

8 募集期間と申請先

上記の申請書類に必要な事項を記入のうえ、令和3年12月1日(水)から令和3年12月22日(水)までに、総務課へEメールで提出してください。

なお、Eメールでの提出ができない場合は総務課へ紙で提出してください。

【総務課市民活動担当Eメールアドレス】katudo@city.kitanagoya.lg.jp

【総務課窓口】北名古屋市役所西庁舎 3階

9 選考結果の通知及び補助金の交付

- (1) 審査結果は、書面にてお知らせします。また、市ホームページ等で審査結果を公開します。
- (2) 交付決定された事業について、団体からの請求に基づき、交付決定額の10分の8を限度に前金払いによる交付を受けることができます。

10 実績報告書の提出及び実績報告会の開催

- (1) 事業が完了したら、完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日（令和5年3月31日）のいずれか早い日までに、下記書類を提出してください。その後、提出していただいた書類の内容を精査し、対象経費を算出し、補助金の額を確定します。

【実績報告書類】

- ・協働のまちづくり事業実績報告書 【様式第11】
 - ・協働のまちづくり事業報告書 【様式第12】
 - ・協働のまちづくり事業収支決算書 【様式第13】
 - ・事業支出明細書
 - ・領収書の写し
 - ・事業のチラシ、パンフレット、写真等の開催内容が分かる資料
- ※ 実績報告書提出時は、領収書の原本を持参してください。
- (2) 事業実施の翌年度（令和5年度）の5月に補助金交付事業報告会を開催しますので、必ず出席してください。

11 事業の変更・中止

事業の実施・内容に関し、次に掲げる事項に該当する変更又は事業を中止する場合は、事前に協働のまちづくり事業承認申請書【様式第7】又は協働のまちづくり事業中止（廃止）承認申請書【様式第9】を提出し、承認を受けてください。

- (1) 補助事業の団体、内容又は予算の変更をするとき。
 - ・ 団体に関する事（事務所、代表者の変更など）
 - ・ 事業内容に関する事（実施回数・内容など）
※事業の目的を変更する場合は中止申請となります。
 - ・ 予算に関する事（予算項目の流用など予算総額の40%を超える変更がある場合）
※予算の増額があっても、交付決定額は増額されません。
- (2) 補助事業を中止するとき。

12 補助金の返還

次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求め場合があります。

- (1) 提出された申請書等の内容が、虚偽であった場合。
- (2) 補助金を事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 事業の実施にあたり、不正な行為があると認められるとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容に違反していると認められるとき。
- (5) 補助金の額を確定した場合において、交付された補助金の前金払の額が確定額を超えたとき。
- (6) 補助事業が実施期間内に完了しなかったとき。
- (7) やむを得ない理由を除き、補助金交付事業報告会を欠席した場合。

13 スケジュール（令和3年度事業実施分）

令和3年12月 1日（水）	補助金申請書類の受付開始
12月22日（水）	補助金申請書類の提出期限
令和4年 2月 5日（土）	補助金審査会
3月 下旬	補助金審査結果の通知
4月 1日（金）～	交付申請書類提出
4月 月上旬～	市より補助金交付決定通知書の送付
交付決定通知受領後～令和5年3月	事業実施 ※事業実施前の打合せあり
	↓
事業完了の日から起算して30日を経過した日又は 令和5年3月31日のいずれか早い日	実績報告書提出
	↓
	交付額確定（通知）
	↓
	請求書提出
	↓
	振込
令和5年 5月	補助金交付事業報告会

ご不明な点は、下記まで
お問い合わせください。



つじぼん

ご応募お待ち
しています。



つじぶん

市民協働マスコット 北名古屋家のツツジきょうだい

申請・問合せ先

北名古屋市役所 総務部 総務課

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田 15 番地

電話 (0568)22-1111 FAX (0568)25-1800

電子メール katudo@city.kitanagoya.lg.jp